



# 島根県報

平成18年3月31日(金)  
号外第54号  
(毎週火・金曜日発行)  
<http://www.pref.shimane.jp/>

## 目 次

### 告 示

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定の一部改正(5件)	(森林整備課)	1
鳥獣保護区の指定の一部改正(2件)	( " )	2
鳥獣保護区の設定の一部改正(27件)	( " )	2
特別保護地区の指定の一部改正(7件)	( " )	12
休猟区の指定の一部改正	( " )	14
銃猟禁止区域の設定の一部改正(15件)	( " )	14
鉛散弾規制地域の設定の一部改正	( " )	20

## 告 示

### 島根県告示第396号

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定(平成12年島根県告示第820号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

表八神キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項から添谷キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項まで及び弥栄西・杵束キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項を削り、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

### 島根県告示第397号

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定(平成14年島根県告示第901号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

### 島根県告示第398号

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定(平成15年島根県告示第914号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

表沢谷狩猟鳥捕獲禁止区域の項中「邑智郡邑智町」を「邑智郡美郷町」に改め、弥栄村キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の

項中「那賀郡弥栄村」を「浜田市」に改め、道川キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項中「美濃郡匹見町」を「益田市」に改め、島キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項中「鹿足郡日原町」を「鹿足郡津和野町」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第399号

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定（平成16年島根県告示第1003号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

表宍道西キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項中「八束郡宍道町」を「松江市」に改め、旭中部キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項中「那賀郡旭町」を「浜田市」に改め、三隅第1キジ・ヤマドリ捕獲禁止区域の項中「那賀郡三隅町」を「浜田市」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第400号

狩猟鳥獣捕獲禁止区域の指定（平成17年島根県告示第1132号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第401号

鳥獣保護区の指定（昭和40年島根県告示第716号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

表月山鳥獣保護区の項から海士鳥獣保護区の項までの規定及び備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第402号

鳥獣保護区の指定（平成17年島根県告示第1133号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

表湊原鳥獣保護区の項及び備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第403号

鳥獣保護区の設定（昭和41年島根県告示第978号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条の8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する

法律（平成14年法律第88号）第28条第1項に、「設定する」を「指定するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する」に改める。

表を次のように改める。

大社鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 出雲市の一部</li> <li>2 面積 322ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成8年11月1日から平成18年10月31日まで</li> <li>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</li> </ol>
大池鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 出雲市の一部</li> <li>2 面積 378ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成8年11月1日から平成18年10月31日まで</li> <li>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</li> </ol>
千丈溪鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 江津市及び邑智郡邑南町の各一部</li> <li>2 面積 364ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成8年11月1日から平成18年10月31日まで</li> <li>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</li> </ol>
匹見峡鳥獣保護区	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 区域 益田市の一部</li> <li>2 面積 732.8ヘクタール</li> <li>3 存続期間 平成8年11月1日から平成18年10月31日まで</li> <li>4 鳥獣保護区の保護に関する指針 掲載を省略し、島根県農林水産部森林整備課、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え置いて縦覧に供する。</li> </ol>

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第404号

鳥獣保護区の設定（昭和46年島根県告示第944号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ2第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する」に改める。

表を次のように改める。

三階山鳥獣保護区	1 区域	浜田市の一部
	2 面積	338ヘクタール
	3 存続期間	平成8年11月1日から平成18年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第405号

鳥獣保護区の設定（昭和48年島根県告示第692号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定するので、同条第9項において準用する同法第15条第2項の規定により告示する」に改める。

表万寿寺鳥獣保護区の項中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表鬼の舌震鳥獣保護区の項中「仁多郡仁多町」を「仁多郡奥出雲町」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表湯抱鳥獣保護区の項中「邑智郡邑智町」を「邑智郡美郷町」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表国府鳥獣保護区の項及び備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

島根県告示第406号

鳥獣保護区の設定（昭和49年島根県告示第592号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表来島ダム鳥獣保護区の項中「飯石郡赤来町」を「飯石郡飯南町」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表浜原ダム鳥獣保護区の項及び蟠竜湖鳥獣保護区の項並びに備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第407号

鳥獣保護区の設定（昭和49年島根県告示第620号）の一部を次のように改正し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第32号）第 8 条ノ 8 第 1 項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 1 項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第 9 項において準用する同法第15条第 2 項」に改める。

表大森鳥獣保護区の項及び布部ダム鳥獣保護区の項並びに備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第408号

鳥獣保護区の設定（昭和51年島根県告示第780号）の一部を次のように改正し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第32号）第 8 条ノ 8 第 1 項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 1 項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第 9 項において準用する同法第15条第 2 項」に改める。

表を次のように改める。

断魚溪鳥獣保護区	1 区域
	邑智郡邑南町の一部
	2 面積
	20ヘクタール
	3 存続期間
	平成 8 年11月 1 日から平成18年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

## 島根県告示第409号

鳥獣保護区の設定（昭和52年島根県告示第810号）の一部を次のように改正し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第32号）第 8 条ノ 8 第 1 項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第 1 項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第 9 項において準用する同法第15条第 2 項」に改める。

表を次のように改める。

美保関鳥獣保護区	1 区域
	松江市の一部
	2 面積

	560ヘクタール 3 存続期間 平成9年11月1日から平成19年10月31日まで
地蔵崎鳥獣保護区	1 区域 松江市の一部 2 面積 230ヘクタール 3 存続期間 平成9年11月1日から平成19年10月31日まで
鱒淵鳥獣保護区	1 区域 出雲市の一部 2 面積 560ヘクタール 3 存続期間 平成14年11月1日から平成19年10月31日まで
室神山鳥獣保護区	1 区域 江津市の一部 2 面積 475ヘクタール 3 存続期間 平成9年11月1日から平成19年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

島根県告示第410号

鳥獣保護区の設定（昭和53年島根県告示第368号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ2第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第18条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表三代鳥獣保護区の項中「大原郡加茂町大字三代」を「雲南市」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

島根県告示第411号

鳥獣保護区の設定（昭和53年島根県告示第888号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表清水鳥獣保護区の項中「安来市清水町」を「安来市」に改め、同表社日鳥獣保護区の項中「安来市安来町」を「安来市」に改め、同表多古鼻鳥獣保護区の項中「八束郡島根町」を「松江市」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表玉造鳥獣保護区の項中「八束郡玉湯町」を「松江市」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表神西湖鳥獣保護区の項中「出雲市神西沖町及び簸川郡湖陵町三部の各一部」を「出雲市の一部」に改め、同表高津川鳥獣保護区の項中「益田市中島町、高津町、飯田町、須子町、虫追町、安富町、横田町、神田町及び向横田町の各一部」を「益田市の一部」に改め、同表大満寺鳥獣保護区の項中「隠岐郡西郷町大字有木及び布施村大字布施の各一部」を「隠岐郡隠岐の島町の一部」に改め、波加島鳥獣保護区の項中「隠岐郡知夫村大波加島全区域」を「隠岐郡知夫村の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

#### 島根県告示第412号

鳥獣保護区の設定（昭和54年島根県告示第902号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表西忌部鳥獣保護区の項中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、片句鳥獣保護区の項中「八束郡鹿島町」を「松江市」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表三瓶山鳥獣保護区の項中「大田市三瓶町及び山口町の各一部頓原町大字角井の一部」を「大田市及び飯石郡飯南町の各一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

#### 島根県告示第413号

鳥獣保護区の設定（昭和56年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表熊野鳥獣保護区の項中「八束郡八雲村大字熊野」を「松江市」に改め、同表枕木山鳥獣保護区の項中「松江市枕木町外」を「松江市の一部」に改め、同表隠岐国分寺鳥獣保護区の項中「隠岐郡西郷町大字池田地内の農道原田線と県道国分寺線との3差路を起点とし、同農道を北西に進み、佐太川に接し、同川を北東に進み、通称船が谷を経て禅尾山頂に達し、栗山谷を東南に進み、栗山林道終点に達し、同林道を南進し、町道池田線に接し、同町道を南西に進み、町道有木1号線に接し、同町道を北西に進み、前記起点を結んだ区域内とする。」を「隠岐郡隠岐の島町の一部」に改め、同表備考中の「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

#### 島根県告示第414号

鳥獣保護区の設定（昭和57年島根県告示第1119号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

振備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第415号

鳥獣保護区の設定（昭和59年島根県告示第963号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表船通山鳥獣保護区の項中「仁多郡横田町」を「仁多郡奥出雲町」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、日原鳥獣保護区の項中「鹿足郡日原町」を「鹿足郡津和野町」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表嵯峨谷鳥獣保護区の項及び備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第416号

鳥獣保護区の設定（昭和62年島根県告示第1039号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表久野鳥獣保護区の項中「県道安来木次線上の大東町と広瀬町との町界を起点とし、同町界を南進し、三郡山に達し、同地点から大東町と仁多町との町界を西進し、鍋坂山を経て西日本旅客鉄道株式会社木次線下久野トンネルの上に至り、同地点から井谷に至る山道を下り、町道井谷線に接し、同町道を北進し、県道安来木次線に接し、同県道を東進し、前記起点と結んだ区域内とする。」を「雲南市の一部」に改め、同表瑞穂青少年旅行村鳥獣保護区の項中「邑智郡瑞穂町」を「邑智郡邑南町」に改め、同表大麻山鳥獣保護区の項中「三隅町と浜田市界の中国自然歩道上を起点とし、同歩道を南進し、町道大麻山線に達し、同町道を西進し、柳ヶ迫浴北東を通る山道を経て三隅町と浜田市界に至り、同界を前記起点まで進んだ区域内とする。」を「浜田市の一部」に改め、同表高城山鳥獣保護区の項中「県道三隅井野長浜線と林道高城線との交点を起点とし、同県道を東進し、林道芦谷龍雲寺線との交点に達し、同林道を南進し、林道高城線との交点に達し、同林道を西進し、前記起点と結んだ区域内とする。」を「浜田市の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第417号

鳥獣保護区の設定（昭和63年島根県告示第944号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表若林鳥獣保護区の項中「那賀郡金城町大字七条」を「浜田市」に改め、同表家古屋山鳥獣保護区の項中「那賀郡旭町」を「浜田市」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表市木鳥獣保護区の項中「邑智郡瑞穂町」を「邑智郡邑南町」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表二ツ山鳥獣保護区の項中「邑智郡瑞穂町」を「邑智郡邑南町」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表いこいの村しまね鳥獣保護区の項中「邑智郡瑞穂町の一部、同郡石見町」を「邑智郡邑南町」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第418号

鳥獣保護区の設定（平成2年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表大万木鳥獣保護区の項中「飯石郡吉田村及び頓原町の各一部」を「雲南市及び飯石郡飯南町の各一部」に改め、同表和恵鳥獣保護区の項中「飯石郡赤来町」を「飯石郡飯南町」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第419号

鳥獣保護区の設定（平成4年島根県告示第931号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表観音滝鳥獣保護区の項中「邑智郡石見町の一部、及び同郡桜江町の一部」を「江津市及び邑智郡邑南町の各一部」に改め、同表コウヤマキ自生林鳥獣保護区の項中「鹿足郡六日市町」を「鹿足郡吉賀町」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第420号

鳥獣保護区の設定（平成5年島根県告示第1011号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表安蔵寺山鳥獣保護区の項中「美濃郡匹見町の一部、鹿足郡日原町の一部、同郡六日市町の一部」を「益田市、鹿足郡津和野町及び鹿足郡吉賀町の各一部」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表ふるさと森林公園鳥獣保護区の項中「八束郡宍道町」を「松江市」に、「及び各農林振興センター」を「並びに

各農林振興センター及び事務所」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第421号

鳥獣保護区の設定（平成6年島根県告示第910号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表三ツ石山鳥獣保護区の項中「那賀郡旭町」を「浜田市」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表神戸川鳥獣保護区の項中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表三隅海岸鳥獣保護区の項中「那賀郡三隅町」を「浜田市」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第422号

鳥獣保護区の設定（平成7年島根県告示第857号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

表高山鳥獣保護区の項及び備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第423号

鳥獣保護区の設定（平成8年島根県告示第910号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表朝日山鳥獣保護区の項中「松江市西長江町、東長江町及び荘成町の各一部  
八束郡鹿島町大字古浦及び大字佐田本郷の各一部」を「松江市の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第424号

鳥獣保護区の設定（平成9年島根県告示第824号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規

則(昭和25年農林省令第108号)第20条」を「同条第 9 項において準用する同法第15条第 2 項」に改める。

表志津見鳥獣保護区の項中「飯石郡頓原町大字志津見外」を「飯石郡飯南町の一部」に改め、同表風の国鳥獣保護区の項中「邑智郡桜江町大字長谷」を「江津市」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第425号

鳥獣保護区の設定(平成10年島根県告示第833号)の一部を次のように改正し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正 7 年法律第32号)第 8 条ノ 8 第 1 項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第 1 項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第20条」を「同条第 9 項において準用する同法第15条第 2 項」に改める。

表玉峰山鳥獣保護区の項中「仁多郡仁多町大字亀嵩」を「仁多郡奥出雲町」に改め、同表丸山城森林浴公園鳥獣保護区の項中「邑智郡川本町三原地内」を「邑智郡川本町の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第426号

鳥獣保護区の設定(平成11年島根県告示第790号)の一部を次のように改正し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正 7 年法律第32号)第 8 条ノ 8 第 1 項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第 1 項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第20条」を「同条第 9 項において準用する同法第15条第 2 項」に改める。

表西中国山地鳥獣保護区の項中「那賀郡町金城大字長田外」を「浜田市の一部」に改め、同表目田鳥獣保護区の項中「簸川郡佐田町大字反辺」を「出雲市」に改め、同表伊秩やすらぎの森鳥獣保護区の項中「簸川郡佐田町大字一窪田」を「出雲市」に改め、同表塚ヶ原鳥獣保護区の項中「浜田市熱田町外」を「浜田市の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第427号

鳥獣保護区の設定(平成13年島根県告示第782号)の一部を次のように改正し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟二関スル法律(大正 7 年法律第32号)第 8 条ノ 8 第 1 項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第28条第 1 項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟二関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第20条」を「同条第 9 項において準用する同法第15条第 2 項」に改める。

表鎌手鳥獣保護区の項中「益田市西平原町外」を「益田市の一部」に改め、同表白鳥鳥獣保護区の項中「隠岐郡西郷町大字西村外」を「隠岐郡隠岐の島町の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

## 島根県告示第428号

鳥獣保護区の設定（平成14年島根県告示第902号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第1項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第28条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第9項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表亀の原池鳥獣保護区の項中「隠岐郡都万村」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同表健康の森鳥獣保護区の項中「大原郡木次町」を「雲南市」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第429号

鳥獣保護区の設定（平成15年島根県告示第912号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

表古江鳥獣保護区の項及び備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第430号

特別保護地区の指定（昭和50年島根県告示第650号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

表月山特別保護地区の項及び備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第431号

特別保護地区の指定（昭和53年島根県告示第892号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第3項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第1項」に、「指定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第12条」を「同条第4項において準用する同法第15条第2項」に改める。

表清水特別保護地区の項中「安来市清水町」を「安来市」に改め、同表社日特別保護地区の項中「安来市安来町」を「安来市」に改め、同表大満寺特別保護地区の項中「隠岐郡布施村大字布施」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同表波加島特別保護地区の項中「隠岐郡知夫村大波加島全区域」を「隠岐郡知夫村の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第432号

特別保護地区の指定（昭和54年島根県告示第903号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第32号）第 8 条ノ 8 第 3 項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 1 項」に、「指定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第21条」を「同条第 4 項において準用する同法第15条第 2 項」に改める。

表三瓶山特別保護地区の項中「大田市三瓶町地内」を「大田市の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第433号

特別保護地区の指定（昭和61年島根県告示第979号）の一部を次のように改正し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第32号）第 8 条ノ 8 第 3 項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第29条第 1 項」に、「指定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第21条」を「同条第 4 項」に、「同規則第20条」を「同法第15条第 2 項」に改める。

表を次のように改める。

断魚溪特別保護地区	1 区域 邑智郡邑南町の一部 2 面積 20ヘクタール 3 存続期間 平成 8 年11月 1 日から平成18年10月31日まで
千丈溪特別保護地区	1 区域 江津市及び邑智郡邑南町の各一部 2 面積 61ヘクタール 3 存続期間 平成 8 年11月 1 日から平成18年10月31日まで
匹見峡特別保護地区	1 区域 益田市の一部 2 面積 72.8ヘクタール 3 存続期間 平成 8 年11月 1 日から平成18年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

## 島根県告示第434号

特別保護地区の指定（平成14年島根県告示第903号）の一部を次のように改正し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第32号）第 8 条ノ 8 第 3 項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する

法律（平成14年法律第88号）第29条第1項に、「指定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第21条」を「同条第4項」に、「同令第20条」を「同法第15条第2項」に改める。

表焼火山鳥獣保護区特別保護地区の項中「焼火山鳥獣保護区特別保護地区」を「焼火山特別保護地区」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第435号

特別保護地区の指定（平成15年島根県告示第913号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

表万寿寺鳥獣保護区特別保護地区の項中「万寿寺鳥獣保護区特別保護地区」を「万寿寺特別保護地区」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第436号

特別保護地区の指定（平成16年島根県告示第1006号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

表大森鳥獣保護区大森特別保護地区の項中「大森鳥獣保護区大森特別保護地区」を「大森特別保護地区」に、「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第437号

休猟区の指定（平成17年島根県告示第1134号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第438号

銃猟禁止区域の設定（昭和61年島根県告示第1055号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第27条」を「同条第12項」に、「同規則第26条」を「同法第34条第3項」に改める。

表赤江銃猟禁止区域の項中「山陰本線飯梨川鉄橋と国道9号線赤江大橋間の飯梨川両岸堤防上道路に囲まれた区域内とする。」を「安来市の一部」に改める。

表に備考として次のように加える。

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

---

## 島根県告示第439号

銃猟禁止区域の設定（昭和61年島根県告示第1154号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第27条」を「同条第12項」に、「同規則第26条」を「同法第34条第3項」に改める。

表を次のように改める。

加茂銃猟禁止区域	1 区域 雲南市の一部 2 面積 38ヘクタール 3 存続期間 平成8年11月1日から平成18年10月31日まで
三刀屋銃猟禁止区域	1 区域 雲南市の一部 2 面積 41ヘクタール 3 存続期間 平成8年11月1日から平成18年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

## 島根県告示第440号

銃猟禁止区域の設定（昭和62年島根県告示第1044号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年 3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第27条」を「同条第12項」に、「同規則第26条」を「同法第34条第3項」に改める。

表を次のように改める。

伯太川上流銃猟禁止区域	1 区域 安来市の一部 2 面積 172ヘクタール 3 存続期間 平成9年11月1日から平成19年10月31日まで
富田銃猟禁止区域	1 区域 安来市の一部 2 面積 82ヘクタール

	3 存続期間 平成9年11月1日から平成19年10月31日まで
山佐ダム銃猟禁止区域	1 区域 安来市の一部 2 面積 25ヘクタール 3 存続期間 平成9年11月1日から平成19年10月31日まで
斐伊川銃猟禁止区域	1 区域 出雲市及び簸川郡斐川町の各一部 2 面積 300ヘクタール 3 存続期間 平成9年11月1日から平成19年10月31日まで
神戸川銃猟禁止区域	1 区域 出雲市の一部 2 面積 140ヘクタール 3 存続期間 平成9年11月1日から平成19年10月31日まで
三瓶川銃猟禁止区域	1 区域 大田市の一部 2 面積 20ヘクタール 3 存続期間 平成9年11月1日から平成19年10月31日まで
益田銃猟禁止区域	1 区域 益田市の一部 2 面積 3,950ヘクタール 3 存続期間 平成9年11月1日から平成19年10月31日まで
東仙道銃猟禁止区域	1 区域 益田市の一部 2 面積 60ヘクタール 3 存続期間 平成9年11月1日から平成19年10月31日まで
日原銃猟禁止区域	1 区域 鹿足郡津和野町の一部 2 面積 338ヘクタール

	3 存続期間 平成 9 年11月 1 日から平成19年10月31日まで
中山銃猟禁止区域	1 区域 鹿足郡吉賀町の一部 2 面積 26ヘクタール 3 存続期間 平成 9 年11月 1 日から平成19年10月31日まで
津和野銃猟禁止区域	1 区域 鹿足郡津和野町の一部 2 面積 170ヘクタール 3 存続期間 平成 9 年11月 1 日から平成19年10月31日まで

備考 区域図は、掲載を省略し、島根県庁、隠岐支庁並びに各農林振興センター及び事務所に備え付けて供覧する。

#### 島根県告示第441号

銃猟禁止区域の設定（平成 2 年島根県告示第1015号）の一部を次のように改正し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

#### 島根県告示第442号

銃猟禁止区域の設定（平成 4 年島根県告示第936号）の一部を次のように改正し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

#### 島根県告示第443号

銃猟禁止区域の設定（平成 8 年島根県告示第917号）の一部を次のように改正し、平成18年 4 月 1 日から施行する。

平成18年 3 月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正 7 年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第 1 項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第27条」を「同条第12項」に、「同規則第26条」を「同法第34条第 3 項」に改める。

表名分銃猟禁止区域の項中「八束郡鹿島町大字名分及び大字佐田本郷の各一部」を「松江市の一部」に改め、同表古志橋銃猟禁止区域の項中「出雲市塩冶町、天神町、高松町及び下古志町の各一部」を「出雲市の一部」に改め、同表三瓶ダム銃猟禁止区域の項中「大田市三瓶町」を「大田市」に改め、同表七条銃猟禁止区域の項中

「浜田市佐野町の一部」を「浜田市の一部」に改め、同表久佐銃猟禁止区域の項中「那賀郡金那賀郡金城町大字七条及び大字下来原の各一部」を「浜田市」に改め、同表今福銃猟禁止区域の項中「那賀郡金城町大字今福及び大字宇津井の各一部」を「浜田市の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第444号

銃猟禁止区域の設定（平成9年島根県告示第829号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第20条」を「同条第12項」に、「同規則第26条」を「同法第34条第3項」に改める。

表山崎銃猟禁止区域の項中「松江市福原町外」を「松江市の一部」に改め、同表山辺の池銃猟禁止区域の項中「安来市月坂町」を「安来市の一部」に改め、同表赤川銃猟禁止区域の項中「大原郡大東町大字大東外」を「雲南市の一部」に改め、同表布崎銃猟禁止区域の項中「平田市布崎町」を「出雲市の一部」に改め、同表小境銃猟禁止区域の項中「平田市小境町」を「出雲市の一部」に改め、同表亀谷地区銃猟禁止区域の項中「邑智郡瑞穂町大字上亀谷及び下亀谷」を「邑智郡邑南町の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第445号

銃猟禁止区域の設定（平成10年島根県告示第839号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第35条第1項」に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則（昭和25年農林省令第108号）第27条」を「同条第12項において準用する同法第34条第3項」に改める。

表北講武銃猟禁止区域の項中「八束郡鹿島町北講武」を「松江市」に改め、同表伯太川下銃猟禁止区域の項中「安来市安来町外」を「安来市の一部」に改め、同表意宇川銃猟禁止区域の項中「松江市竹矢町外」を「松江市の一部」に改め、同表日御碕銃猟禁止区域の項中「簸川郡大社町日御碕地区及び平田市猪目地区」を「出雲市の一部」に改め、同表敬川銃猟禁止区域の項中「江津市敬川町」を「江津市」に改め、同表宇津川銃猟禁止区域の項中「美濃郡美都町大字宇津川」を「益田市」に改め、同表高尻川銃猟禁止区域の項中「鹿足郡六日市町大字下高尻及び七日市の各一部」を「鹿足郡吉賀町の一部」に改め、同表裏匹見峡銃猟禁止区域の項中「美濃郡匹見町大字匹見」を「益田市」に改め、同表朝倉銃猟禁止区域の項中「鹿足郡六日市町大字田野原」を「鹿足郡吉賀町」に改め、同表秋鹿銃猟禁止区域の項中「松江市岡本町」を「松江市」に改め、同表知夫銃猟禁止区域の項中「隠岐郡知夫里島及び島津島全域」を「隠岐郡知夫村の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

## 島根県告示第446号

銃猟禁止区域の設定（平成11年島根県告示第794号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成

14年法律第88号)第35条第1項)に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第27条」を「同条第12項」に、「同規則第26条」を「同法第34条第3項」に改める。

表才銃猟禁止区域の項中「八束郡宍道町大字宍道」を「松江市」に改め、同表安来町銃猟禁止区域の項中「安来市安来町」を「安来市」に改め、同表浜田ダム銃猟禁止区域の項中「浜田市長見町外」を「浜田市の一部」に改め、同表小田銃猟禁止区域の項中「簸川郡多伎町大字小田」を「出雲市」に改め、同表八戸ダム銃猟禁止区域の項中「邑智郡石見町大字日貫外」を「邑智郡邑南町の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第447号

銃猟禁止区域の設定(平成12年島根県告示第823号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第448号

銃猟禁止区域の設定(平成14年島根県告示第336号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項)に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第27条」を「同条第12項」に、「同規則第26条」を「同法第34条第3項」に改める。

表三刀屋第二銃猟禁止区域の項中「飯石郡三刀屋町大字下熊谷外」を「雲南市の一部」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第449号

銃猟禁止区域の設定(平成14年島根県告示第905号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄田信義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律(大正7年法律第32号)第10条」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律(平成14年法律第88号)第35条第1項)に、「設定した」を「指定する」に、「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行規則(昭和25年農林省令第108号)第27条」を「同条第12項」に、「同規則第26条」を「同法第34条第3項」に改める。

表上ノ台銃猟禁止区域の項中「能義郡伯太町」を「安来市」に改め、同表木次銃猟禁止区域の項中「大原郡木次町」を「雲南市」に改め、同表飯田銃猟禁止区域の項中「大原郡大東町」を「雲南市」に改め、同表みやび湖銃猟禁止区域の項中「那賀郡弥栄村の一部、同郡三隅町の一部、及び美濃郡美都町の一部」を「浜田市及び益田市の各一部」に改め、同表大野原銃猟禁止区域の項中「鹿足郡柿木村」を「鹿足郡吉賀町」に改め、差海川銃猟禁止区域の項中「簸川郡湖陵町」を「出雲市」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

#### 島根県告示第450号

銃猟禁止区域の設定(平成15年島根県告示第915号)の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

表八雲銃猟禁止区域の項中「八束郡八雲村」を「松江市」に改め、同表井尻銃猟禁止区域の項中「能義郡伯太町」を「安来市」に改め、同表斐伊川第二銃猟禁止区域の項中「大原郡加茂町」を「雲南市」に改め、同表桜江銃猟禁止区域の項中「邑智郡桜江町」を「江津市」に改め、同表枕瀬山銃猟禁止区域の項中「鹿足郡日原町」を「鹿足郡津和野町」に改め、同表岬銃猟禁止区域の項中「隠岐郡西郷町」を「隠岐郡隠岐の島町」に改め、同表大長見ダム銃猟禁止区域の項中「及び那賀郡弥栄村」を削り、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第451号

銃猟禁止区域の設定（平成16年島根県告示第1007号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

表久村銃猟禁止区域の項中「簸川郡多伎町」を「出雲市」に改め、同表三ツ石山銃猟禁止区域の項中「那賀郡旭町」を「浜田市」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第452号

銃猟禁止区域の設定（平成17年島根県告示第1135号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。

---

島根県告示第453号

鉛散弾規制地域の設定（平成12年島根県告示第821号）の一部を次のように改正し、平成18年4月1日から施行する。

平成18年3月31日

島根県知事 澄 田 信 義

「鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第1条ノ5第5項」を「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律（平成14年法律第88号）第15条第1項」に、「設定する」を「指定する」に改める。

表秋鹿鉛散弾規制地域の項中「松江市秋鹿町」を「松江市」に改め、同表備考中「及び各農林振興センター」を「並びに各農林振興センター及び事務所」に改める。